

中間貯蔵施設環境安全委員会（第7回）

平成29年3月21日（火）

1. 開 会

○事務局 定刻となりましたので、これより中間貯蔵施設環境安全委員会（第7回）を開催させていただきます。

皆様、本日は年度末の忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は福島県中間貯蔵施設等対策室の阿部と申します。本日は、委員長が選出されるまでの間に限り、議事の進行させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、本日の委員の出席状況につきましてご報告申し上げます。

16名の委員のうち、本日は金田委員、井戸川委員、大橋委員、3名の方から所用により欠席というご連絡をいただいております。本日は13名の委員にご出席いただいております。よろしく願いいたします。

まず、会の開催に先立ちまして、環境省より発言があるとのことですので、環境省さん、よろしく願いいたします。

○土居所長 大変お世話になっております。

まずお時間いただきましたのが、今回、我々の職員の中で逮捕されるという事件を起こしてしまいまして、それに関するお詫びをぜひ申し上げたいということで、お時間をいただきました。

この事案につきましては、福島環境再生事務所が行っている事業、除染、廃棄物処理、中間貯蔵、いずれにいたしましても、福島の皆様、自治体の皆様の信頼を得ての仕事だというふうに認識しておりました。しかしながら、我々の職員の中でこのような事件を起こしてしまったということで、それらの福島の方々、また復興に携わっている多くの事業者の皆さんの信頼を損なってしまった、失ってしまったという大変申し訳ない事件だというふうに思っております。心からお詫びを申し上げます。

環境省といたしましては、まずは捜査に全面的に協力するという、またこの対象となりました職員につきましては、捜査の進展、こういった内容を踏まえまして厳正に対処するという考えでございますし、また再発を防止するために綱紀の粛正、こういったものに全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。まずはこういったものを行いながら、信頼を何とか取り返していきたいというふうに思っております。

本日はお時間をいただきましたが、こういった姿勢で臨んでいきたいというところで、ご報告とさせていただきます。

○事務局 それでは、引き続き資料の配付の確認をさせていただきます。

配付資料ですが、まず皆さんのお手元のところに会議の次第があるかと思えます。配付資料一覧ということでございまして、まずは中間貯蔵施設環境安全委員会委員名簿、続きましてめくっていただきますと、中間貯蔵施設環境安全委員会（第7回）の座席表、めくっていただきますと環境省の出席者名簿ということになっております。それぞれ1枚ずつです。引き続きまして資料の1、資料2と、あとは参考資料の1と2ということでございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。もしございましたら事務局までお申しつけください。

次に、先般、環境安全委員会の各委員の任期が満了したということでございまして、3月13日から2年間、委員の委嘱をさせていただいておりますので、各委員を名簿順にご紹介させていただきますと思います。

名簿をご覧いただきたいと思えます。

まずは学識経験者というところでございますが、福島大学共生システム理工学類特任教授の河津委員でございます。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門上席嘱託の石田順一郎委員でございます。

引き続きまして、福島県でございますが、福島県生活環境部次長の鈴木委員でございます。

次が、中間貯蔵施設等対策室長の星委員でございます。

続きまして、大熊町でございます。大熊町副町長の石田仁委員でございます。

続きまして、環境対策課課長、吉岡委員でございます。

続きまして、双葉町でございます。双葉町副町長の金田委員、本日は欠席ということでご連絡いただいております。

次に、建設課長の猪狩委員でございます。

続きまして、大熊町が指名する住民ということでございまして、まず大熊町行政区長会会長の井戸川委員でございます。本日欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、大熊町野馬形行政区区長の土屋委員でございます。

続きまして、30年中間貯蔵施設地権者会会長の門馬委員でございます。

次が、大熊町議会議員の千葉委員でございます。

引き続きまして、双葉町が指名する住民でございます。

まず、双葉町郡山行政区区長の福岡委員でございます。

引き続きまして、双葉町細谷行政区区長の大橋委員でございます。本日欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、双葉町議会議員の菅野委員でございます。

続きまして、双葉町議会議員の高萩委員でございます。

次に、環境省から本日の出席者の紹介をお願いいたします。

○西村参事官 恐縮です。お手元の環境省出席者名簿順にご挨拶をさせていただきたいと思っております。私、中間貯蔵担当の参事官をしております西村でございます。よろしくをお願いいたします。

○高村参事官 環境省の統括官付参事官の高村です。よろしくをお願いいたします。

○宮武次長 チーム次長の宮武と申します。よろしくをお願いいたします。

○松浦次長 同じくチーム次長、松浦と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○平塚補佐 参事官補佐をしております平塚と申します。よろしくお願ひします。

○亀井補佐 同じく参事官補佐の亀井です。よろしくお願ひします。

○土居所長 福島環境再生事務所所長、土居でございます。よろしくをお願いいたします。

○松田調整官 福島環境再生事務所の中間貯蔵施設担当の調整官の松田です。よろしくお願ひいたします。

○高橋調整官 中間貯蔵、技術担当調整官の高橋です。よろしくお願ひいたします。

○鈴木課長 調査設計課長をしております鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○野村所長 中間貯蔵施設浜通り事務所の所長、野村と申します。よろしくお願ひいたします。

○五味室長 中間貯蔵施設企画調整室長をしております五味でございます。よろしくお願ひいたします。

2. 議 題

○事務局 ありがとうございます。

続いて議題のほうに入りたいと思います。

まず1番目の中間貯蔵施設環境安全委員会の運営についてということでございます。

今回、委員の新たな委嘱に伴いまして、委員長を選任を行いたいと思います。

この委員会の設置の根拠となっております中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱がございしますが、その第4の2に従いまして、委員長を選任していただきたいと思ひます。

委員長は、委員の中から委員会において互選するとされております。どなたかご推薦される方はいらっしゃらないでしょうか。ご発言いただければと思ひます。

鈴木委員。

○鈴木委員 委員長には、河津委員にまたお願いできればと思いますが。

○事務局 ただいま河津委員のお名前が挙がりましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議なしということですので、河津委員に委員長をお願いしたいと思います。恐縮ですが、河津委員におかれましては委員長席に移動をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、中間貯蔵施設環境安全委員会の設置要綱の第4の4においては、委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理するということになっております。そういう規定がございますので、河津委員長、あらかじめどなたかご指名いただけないでしょうか。

○河津委員長 それでは、前回もそうだったのですが、石田順一郎委員に代理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、河津委員を委員長、石田順一郎委員を委員長代理とさせていただきたいと思います。

これからの議事進行は、河津委員長をお願いしたいと思います。

そこで、それに先立ち、まず一言ご挨拶を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○河津委員長 それでは、また引き続き委員長職を受けました河津でございます。委員の皆様方にはよろしく願いしたいと思います。

最近の状況を見ますと、ちょうど3月の末、それから4月の1日に川俣町、それから飯舘村、それから浪江町、それから富岡町ということで、避難指示の解除が予定されていると。

そういう中で、やはりこの中間貯蔵施設というのは、非常に関心の高いことですし、また逆に言いますと、非常に安全対策については、やはりしっかりやっていかななくてはいけないというのが基本かと思えます。ぜひ委員の方にはざっくばらんといいですか、むしろ忌憚のない意見を言いながら、この中間貯蔵施設の安全対策について、しっかりと我々見ながら、監視しながら、またできればいろいろ助言しながら進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様にはご協力をよろしく願いしたいと思います。

それでは、簡単ですけど、ご挨拶を終えまして、引き続き議題のほうに入っていきたいと思えます。座って議事の進行をさせていただきます。

それでは(2)の中間貯蔵施設に係る事業の実施状況等について、環境省から説明をお願いいたします。

なお、資料については資料1と2に分かれていますが、資料1についてご説明をお願いいたします。

○鈴木課長 調査設計課長の鈴木と申します。資料1のご説明をさせていただきます。

まず資料1をおめくりいただきまして、29年度の間貯蔵施設事業の方針ということで、12月に公表をしておる資料でございます。

まず輸送についてですけれども、1つ目の丸のところを見ていただきますように、29年度の輸送量として50万立方メートル程度を予定しているということでございます。その中で、学校等に保管されているものの優先的な輸送ということで記載をしているところです。また、2番目の丸としまして、道路交通対策を輸送量の拡大に先立って実施ということを記載しております。

次のページに行きまして、用地でございます。これは5年間の見通しというのをちょうど1年ぐらい前に公表しておりまして、その中で29年度の末時点で270から830ヘクタール取得を目指すということで、見通しとしてお示しをしておりましたが、既に参考資料のほうにも用地の取得状況ということでついておりますけれども、2月末現在で、336ヘクタール、来年度の下限値は既に超えておりまして、取得を進めておりますが、来年度は来年度でさらに一番最大で830ヘクタールということに向かって全力で用地取得に取り組むということとしております。

それから3番目の施設につきましてですけれども、まず1つ目の丸ですが、11月に着工をしておる受入・分別施設と土壌貯蔵施設につきましては、今年の秋を目途に貯蔵を開始するというので、引き続きこの目標に向かって取り組んでいきたいと考えております。2番目の丸ですが、さらに平成30年度の輸送量、これも5年の見通しで90から180万立方メートルというのを既にお示ししておりますので、これに対応できる受入・分別施設と土壌貯蔵施設に着工をしていくということの方針としています。3番目の丸ですが、大熊町の減容化施設を、これは既に整備中でございますけれども、これにあわせまして、31年度の稼働を目指しまして、双葉町に減容化施設を着工していくということでございます。4つ目の丸、焼却灰の輸送の開始にあわせまして、焼却灰保管場を確保しつつ、31年度の貯蔵を目指しまして廃棄物貯蔵施設の整備に着手すると。5つ目としまして、引き続き継続的な搬入が可能となるように保管場の整備を実施するというので、事業の方針をお示ししております。

次のページから個別に少しご説明をさせていただきますが、まず、これは今29年度のお話をさせていただきますが、まずその前に今年度の施設着工をしたという場所でございます。

これは前回もお示しをしておりますけれども、大熊工区と双葉工区で4ページ、5ページにそれぞれ受入・分別施設と土壌貯蔵施設の工事場所をお示ししております。

おめくりいただきまして、どのような施設であったかということで、もう一度同じようなご説明になってしまうと思いますけれども、6ページにあくまでイメージ図ということでございますけれども、受入・分別施設、左のほうから、いわゆるフレコンバッグに入ってきました、そこで袋を破く設備、破袋設備と呼んでいますけれども、そこで袋を破きまして、次に2段階のふるい、1段階目が100ミリ、2段階目が20ミリということでふるいにかけて、その後、濃度分別機で8,000ベクレル以下と超えるものとを分けるということで施設を予定しております。

7ページに行きますと、土壌貯蔵施設であります。これにつきましては、真ん中あたりに荷下ろし施設と書いてありますが、受入・分別施設で分別された土壌を荷下ろし施設でダンプからおろしまして、ベルトコンベアのようなもので堰堤の囲まれた貯蔵施設に入れていくという作業でございます。

8ページ、9ページは、今の現地の状況でございます。写真でお示しをしております。大熊工区のほうは、いずれも造成段階でありますけれども、それぞれこういった今状況になっております。双葉工区のほうは、受入・分別施設の設備の導入が進んでおりまして、テントの中にそれぞれ機器の設置が済んでいるという状況でございます。土壌貯蔵施設のほうは右下の写真ですが、伐採・造成工事の段階という状況でございます。

おめくりいただきまして10ページです。これは前回の委員会で、受入・分別施設の作業員の安全確保についてのご質問をいただきました。これは双葉工区のほうの受入・分別施設の例ということで示しております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、下側の黄色で囲ったところの下のほうにダンプが入ってきます。この下のほうで重機でダンプからフレコンバッグを取り出して、ベルトコンベアに乗っけてふるいにかけていくという工程になっております。上側の背景を青く塗っているところですが、こっち側に分別された土とか草木が分別されて出てくるということで、それぞれテントの中で作業を行うことにしております。

その図の下側に、説明が4点書いてございます。まず1点目ですが、作業員は全て監視室棟、監視室棟というのは右上のあたりにちょっと茶色っぽい色のところですが、監視室棟と書いてあって、入退域手続とか、保護具着用・脱離と書いてあるところですが、ここから作業員は全て出入りをするということでございます。また、受入・分別処理のエリアですが、荷下ろし用の重機の運転手や施設の点検を行う作業員など、最小限の人数

とするという事で考えております。施設内の作業員ですが、防じんマスクやタイベックの着用をしまして、十分な被曝対策を行うということ。3番目の丸ですが、車両の出入り口は二重扉としまして、施設内を常時負圧に設定するという事で、除染土壌等の外部への飛散を防ぐということでございます。4つ目の丸ですけれども、前回、避難経路といったものがどのようになっているのかというご質問をいただきました。基本的にはこの監視室棟から出るというのを基本とはしていますが、災害が発生した場合、車両の出入り口からも非常用出口として作業員が出られるようにしております。

続きまして11ページ、これも前回の委員会でご質問をいただきました。作業員がどの程度被曝をするのかということで推計をしたものでございます。

工事場所は、先ほど申し上げたような受入・分別施設と土壌貯蔵施設の場所がスライドの11にございますけれども、めくっていただきまして、スライドの12が工事の段階、除染の土壌を運び入れる前の段階の施設整備の段階、スライドの13が除染土壌を運び込んでいる段階で分けて評価をしております。

まずスライドの12のほうですけれども、工事の段階で、これは現場のバックグラウンドの放射線の影響ということになるわけでございますけれども、実際に双葉工区と大熊工区でどの程度かということで推計をしました。右上に表がございます。受入・分別施設、土壌貯蔵施設とそれぞれ分かれていまして、その中でも線量低減工事と建設工事と分かれております。線量低減工事というのは、いわゆる除染を建設工事の前に行うということで、除染をして建設工事の段階になると、例えば大熊工区の受入・分別施設でございますが、線量低減工事の実施前では5マイクロシーベルト/hということですので、これが、やるうちにどんどん減ってはいくんですけれども、2カ月間この数字が維持されたということで想定した場合の工事期間中の被曝線量ということで、1日8時間、20日間、2カ月作業してみると、1.6ミリシーベルトということになります。ほかのところも同じように推計しまして、一番高いのが大熊工区の土壌貯蔵施設の場所、もともと17マイクロシーベルト/hという高い場所ではありますが、この場所での2カ月間程度、除染の作業、線量低減工事をするということで8.2ミリシーベルトを想定しております。土壌貯蔵施設のほうは建設段階で6.4マイクロシーベルト/hまで下がりますが、7カ月程度作業するという事で、トータルとしては8.2ミリシーベルトの線量の影響があるだろうということで想定をしております。ということで、下の黄色い四角の中に私が申し上げたことが書いてありまして、工事期間の累積で最大8.2ミリシーベルトということで推計をしました。実際はということでその下に書いてありますけれども、さらに舗装等

工事が進捗することで低減をするということで、一応この推計は最も保守的というか、線量が高くなってもこれぐらいだろうということで推計をしたものでございます。さらには、ずっとこの工事にそのまま7カ月間やるというよりは、その間に作業時間の管理とか、工事現場の配置等の検討をいろいろしていきますので、さらには被曝線量としては低減できると考えておりますけれども、ずっとここに従事したとしてこれぐらいであろうということで推計をしております。

スライドの13は、除染土壌を搬入している段階ということでございまして、ちょっとすみません、いろいろ細かい想定、設定をしておりますが、構内の運搬については運転手の方、トラックで積み荷からの影響を受けるということであります。また②番は交通整理の方、③番は重機の運転士の方、④番、⑤、⑥とそれぞれ個別個別の作業に従事される作業員の方につきまして、その除染土壌からの距離とか、重機による遮蔽等を想定して推計をするということをやりました。

その結果がスライドの14にございますけれども、ここもちょっと細かい表になってしまっていますが、受入・分別施設と土壌貯蔵施設とそれぞれ分けて、また作業内容ごと①から⑥まで分かれています。さらに双葉工区と大熊工区で分けておりますが、一番高いところを見ていただくと、土壌貯蔵施設の②交通整理の大熊工区のほうですが、バックグラウンドが5.3マイクロシーベルト/hという状況でございます。これに除染土壌による被曝線量ということで0.22マイクロシーベルト/hということでありまして、合計で5.5マイクロシーベルト/hですね。これは年間の被曝線量に換算すると11ミリシーベルトということで推計をしております。これも先ほどと同じように、この状況がずっと続いているということで、最も保守的というか、放射線の影響を最も受けたとしてもこれぐらいであろうということで推計をしました。

スライドの15ですけれども、こういった想定をしておる中で、こういった作業員の方の被曝線量の管理をしているのかということでございます。1つ目の丸が、これは基準でございますけれども、法令上、5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルトを超える被曝を受けてはならないとされているところでございます。作業員の方につきましては、現場への入場の際に、事前に放射線管理手帳等の確認をしまして、これまでほかの現場も含めてどの程度被曝をされているのかということを確認した上で、配置を検討しております。こういった中で、3番目の四角の囲みの中ですけれども、作業員が現場で作業を行う際の被曝線量について、過度な被曝を避ける観点から、さらに各JVで法令上の基準を下回る被曝線量基準を自主的に定めて、その中で作業員がそういった基準値を上回る前に作業場所の配置転

換等をしているということで万全を期しているということでございます。

線量については15ページまでです。16ページからは、29年度の着工をしていく予定の施設についての説明でございます。

29年度には、5工区新たに着工をしていくということで予定をしております、大熊1工区、大熊2工区、双葉1工区の3つにつきましては、除染土壌が主に8,000ベクレルを超える土壌を貯蔵すると。右側の2つ、大熊3工区と双葉2工区につきましては8,000ベクレル以下の土壌を貯蔵するというので、規模はそこに書いてあるとおりでございます。各約74万立方メートルの貯蔵量を予定しております、合計で370万立方メートル程度でございます。スケジュールとしましては、既に発注公告をかけておまして、4月下旬ごろから5月上旬にかけて受注者が決まってくるだろうと考えております。契約締結後に、準備ができ次第、確保済みの用地にて着工予定として予定をしております。

場所につきましては、具体的な場所としてはスライド17の各場所、双葉工区が1工区、2工区、大熊工区のほうは1工区から3工区ということで、星印があります。実際には、もちろん取得した用地で工事を行うこととなりますので、この星印の直下かと言われますと、この周辺の用地の取得状況に応じて工事に着手していくということを想定しております。土壌貯蔵施設、受入・分別施設の予定につきましては以上でございます。

続きまして、スライドの18からは、保管場の整備状況をご説明いたします。

まず、スライド18、19ですけれども、大熊工区、双葉工区それぞれの保管場、28年度に搬入をしている保管場の場所であります。大熊工区のほうは3カ所と、ちょっと右側のほうの工業団地の保管場、それから双葉工区のほうは工業団地と北側の①番の保管場ということで整備をしております。

続いて20、21ページは、29年度にどの場所で保管場を整備していくのかということ、搬入していくのかということでございます。20ページが大熊工区、21ページの双葉工区ということで、それぞれ新設の保管場につきまして、赤丸で大熊工区のほうは①から⑦、さらには灰の保管場として⑧ということで場所をそれぞれ予定しております。保管の表が左下にございますけれども、大熊工区のほうは、30万立方メートル程度の保管場として既に目途が立っておりますので、順次整備をして搬入をしていくということを想定しております。双葉工区のほうは、①から⑤ということで、既存の保管場も含めまして、約11万ぐらいですかね、10万8,000立方メートルの目途がついております、順次整備して搬入をしていきたいということで考えております。実際にはこの場所に隣接した用地も取得できれば、順次、その保管

場としての拡張整備ということはやっていきたいということで考えております。

続きまして22ページですけれども、焼却灰の保管場につきましてでございます。

焼却灰につきましても、当初は保管場を整備しまして保管をしていくということで、この後、焼却灰の貯蔵施設を整備して、そちらに貯蔵していきますけれども、それまでの間、保管場にまずは搬入をすることとしておりまして、構造としては建屋をつくるか、または写真にございますように、既存の建屋を活用できるものは活用していきたいと思っております。ここに焼却残渣を並べまして、周囲を遮蔽土のうで遮蔽するというのを考えております。

スライドの23ですけれども、双葉工区における廃棄物減容化処理業務の概要でございます。対象物としましては、双葉町等で発生した可燃性の除染廃棄物と双葉町で発生した災害廃棄物、それから中間貯蔵施設に搬入、もしくは施設内で発生した焼却灰ということ、さらには米印で焼却灰については熱処理を実施しまして、焼却灰処理物は中間貯蔵施設内での再生利用を想定しているということでもあります。建設用地としまして、右下にあるような場所を想定しています。細谷地区の中、5ヘクタール程度ということでございます。施設の規模としましては、1日当たり200トン程度のものを想定しています。設置する施設として、そこがございますような受入ヤード、減容化施設・排ガス処理設備、仮設の灰保管施設等を予定しています。

おめくりいただきまして、今の減容化施設のスケジュールですけれども、現在、現地調査を実施中でありまして、この後、有識者による検討会を別途開催しまして、発注の詳細に反映をして、29年秋ごろに発注公告、着工は29年度内で31年度内の稼働を目指していくということでスケジュールを立てております。ここまでの施設の灰の関係の減容化施設の状況でございます。

次のスライドからは、輸送についてのスライドでございます。

まず、今年度の輸送の状況ですけれども、上の2つの四角は既にご説明をしているのですが、一番下の四角のところを見ていただきまして、搬入量として3月15日時点で17万7,528m³ということであります。

スライドの26、27ページは、各市町村からの輸送開始、完了の状況をお示ししているところでございます。須賀川市が調整中ということになっておりますけれども、ほかは全て開始をして、ほとんどのところで完了になっている、空白のところはまだ完了していないというところがございます。スライドの27ページが学校等からの輸送で、それ以外が26ページにございます。26ページの中で、会津につきましては今年度で既に終了をして、除染土壌の輸送とし

ては会津地方はこれで完了ということになります。

今の話も含めまして、スライドの28に、どこの市町村からの輸送が完了したかということによって、来年度、輸送する対象の市町村がクリーム色というか、ちょっと薄くて見にくくて申しわけないんですが、黄色っぽい、県北エリアと県中・県南、県中・県南でも、小野町、平田村等の場所は既に27年度に完了しているところでごさいます、ちょっと色が大変見にくくて恐縮ですが、石川町とか会津地方につきましては、今年度で輸送が終了するというところの市町村でごさいます。

これが28年度の状況ということでしたが、スライド29からは29年度の輸送の見通しということで、各市町村の搬出可能量と学校等からの輸送ということで分けて記載をしております。

学校等からにつきましては、市町村の掘り起こしの計画の状況に応じてこのような見通しを立てているところでごさいます。この搬出可能量、それぞれ大熊町が3万3,000 m³から始まって、棚倉町の4,500 m³、スライドの次のページは双葉工区のほうですが、双葉町の3万m³から始まって、飯館村の2万2,000 m³とそれぞれありますけれども、これにつきましては参考資料1ということで、中間貯蔵施設での除染土壌等の輸送に係る実施計画と書いてあるんですが、全ての対象となる市町村の方々とともに、輸送調整会議という会議をやりまして、この実施計画を環境省のほうで決めました。この中に配分の考え方等も入っております、この計画自体は既に28年度とほとんど同じ、内容としてはほとんど同じ、輸送の実施方法としてはほとんど同じなんです、一番下の第3章の当面の予想に関する事項というところにそれぞれの市町村の総搬入予定量ということで考え方を示しておりますが、こういったプロセスを経て、各市町村の搬出可能量ということで定めたものがスライドの29、30に掲載をしたものでごさいます。

それに当たって、道路交通対策をしっかりとやっていくということで、スライドの31からは道路交通対策の説明になっております。

それぞれ赤字の部分、ご説明をしますけれども、スライド31の④番ですが、工事用道路の整備につきまして、関係機関と調整がつき次第、整備に着手する。⑤番と⑥番が288号線ですけれども、⑤番につきましては注意喚起の路面標示ということで、左側に写真がありまして、ちょっと見にくいですが、対向車注意という路面標示を新たに実施したところでごさいます。さらには道路管理者と連携した拡幅等ということで、⑥番で今後の対策ということで記載をしております。②番の予定地内の町道につきましては、舗装厚改良ということが後でまた出てきます。

おめくりいただきまして双葉町のほうでございますが、⑥番までありますが、②番、富沢橋ルートということで用地取得に向けた作業に着手をしているということ。⑤番、これも288号線ですけれども、注意喚起の路面標示を新たに実施しました。速度落とせということで、左側にある写真を見ていただけたらと思います。それから、⑥番の農道原田前田線につきましては、具体的なルートについて調整がつき次第、作業に着手する予定でございます。

中間貯蔵施設の予定地の中は、またこの後のスライドで出てまいりまして、33と34が大熊町、双葉町それぞれの道路の舗装厚改良の工事の状況でございます。

それぞれこの太い矢印で示したところで舗装圧を大型車両の通行に耐えられるように改良をしております、いずれも3月、今月末までに完了予定ということで、ちょっと黒いところがまだ残っております。特にスライド34の双葉町のほうはまだ赤い矢印が1カ所しかないんですけれども、工事自体はほぼ終わっております、写真にございますように舗装としてやり直しというか、改良をしたということで、あとは仕上げ、白線を引いたりとかという仕上げが少し残っているという程度でございます、今月末までに全て終わる予定でございます。

スライドの35は、参考までに舗装改良の工事をしているときの交通規制の例ということで、大熊町の町道東27号線を例にとりまして、このようにして待避所を設けながら工事をしたということ、それから片側通行時の交通規制の例ということでお示しをしております。

よろしいでしょうか。おめくりいただきまして、高速道路の休憩施設の資料でございます。

これも前回、ご説明を申し上げました。11月から三春のパーキングエリアでも専用の駐車マスを設置したということで、その後の利用状況ということで数字を更新しております。高速道路利用の約69%、全体で見ると46%程度の車両が休憩施設を利用したということでございまして、線量等についても確認をしております。

スライドの37以降は、毎回出している資料でございます。スライドの37は、輸送車両周辺の空間線量率の測定結果ということで、ほとんど、一番左の棒グラフ、1マイクロシーベルト/h以下のところが、前回5万ぐらいだったんですけど、これが11万3,000ということで、左側3つのところに数字が加わっているということでございます。特段、基準は100マイクロシーベルト/hということで、もちろんこれは十分に下回っているということを確認しております。

おめくりいただきまして、38ページですけれども、輸送路における放射線量率の測定ということで、これにつきましても、前回もお示しをしておりますが、スライドの39の浪江町の高瀬交差点のところが一番高くなっていますけれども、これも輸送の実施計画では1ミリシーベルト以下ということを目指していますが、マイクロシーベルトで0.59ということで、今

このような台数でありますし、この線量であれば十分低いということで確認をしております。

スライドの40、予定地境界における大気中の放射性物質濃度の測定ということでございます。これらにつきましても、全て検出下限値未満ということで確認をしております。

それから、スライドの41が、これも12月、前回以降のところを見ていただきますと、若干減少傾向ということでございました。特に異常等は見られません。

スライドの42ページが、放射線モニタリングにつきまして、それぞれ四角で囲っておりますのはそれぞれの保管場がある場所でありまして、スライドの43以降、ちょっとすみません、大変細かいスライドになってしまっていますが、空間線量率とか地下水の測定地点を地図にプロットしているものであります。緑の丸と赤い四角が空間線量率の連続測定ということで、スライドの45以降にそれぞれその結果をお示ししております。12月以降、前回の委員会以降、特段こちらも、ちょっとがっと下がったのが1月下旬ぐらいにありましたが、これは降雨の影響であろうと考えておりまして、それ以外は特段の数字の大きな変化はございません。

スライドの46に一覧表でまとめております。双葉町-Jというところが2月に測定が新たに開始をされております。

47が大熊工区のほうでございます。こちらも前回の委員会以降、1つ、周辺の線量低減に伴って測定値が変動しているというものがございますけれども、それ以外は大きな数字の変動は見られません。

スライドの48ページを見ていただきますと、こちらも大熊町-Jというのが新たに始まっておりますけれども、それからスライドの49ページですが、保管場退出時の車両のスクリーニング結果ということでございまして、こちらも大きい数字が新たにでてきたということには特にならざることを申し上げます。

おめくりいただきましてスライドの50ですが、作業員の被曝線量についてでございます。左の棒グラフが、作業員さんの累積の被曝線量、右が日次の被曝線量ですけれども、累積のほうは前回になかった数字として18というところと13というところにそれぞれ1、1と入っております。実はこれは中間貯蔵に入ってくる前の影響、被曝線量も含んでおりまして、このお二方は、東京電力の第一原発で働かれていた方と聞いています。下のちょっと見にくくて恐縮ですが、左側の棒グラフの下側の米2番のところに、中間貯蔵事業による被曝線量に限れば同期間の累積被曝線量の最大は7ミリシーベルトということでございます。それから右側の日次の被曝線量ですが、160というところに1というのが新たに、前はなかったんですが、ちょっと高いところに入っております。これは舗装厚の改良工事ということで、周辺がなかな

か除染できていないところでの作業をされた方の日次の最大ということで、1 というのが新たにっております。

それから51ページでございます。こちらは、前回ご質問がございまして、輸送車両のスクリーニング結果を使って輸送車両の運転手さんの被曝線量の評価に何か使えないだろうかということでもちよつとご提案をいただいたところだったんですが、一応我々のほうで、スクリーニングというのはもう除染土壌を下ろした後でありまして、その車両の表面線量が横軸で、縦軸に除染土壌を積んでいるときの空間線量率の測定ということで、一応グラフにプロットはしてみたんですが、相関関係はないということでございまして、なかなかスクリーニング結果をもって何かの評価というのは難しいかなということを検討してみました。

スライドの52以降は、輸送路の環境調査ということで、1年に1度資料として取りまとめるものでございます。それぞれ県北のほうから始まって、それぞれ南相馬とか、それぞれの場所でポイントを設定しています。

スライドの53以降、騒音とか振動、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ということで、それぞれお示しをしておりますが、28年度の輸送前に事前調査ということで測定をして、輸送している時にどうだったかということで測定をした結果をまとめています。正直申し上げまして、まだまだ、一番右側の列を見ていただくと、輸送車両がまだ10台とか20台とか、そういった何百台と通っているところのうちの輸送車両の影響というのはそれぐらいでまだありますので、これで影響があるということはないんですけれども、念のため輸送開始前と輸送中ということで、それぞれの項目を測定しまして、最後57ページですけれども、まとめておりまして、騒音・振動について測定結果に大きな差は見られなかったということ。騒音については、事前調査の段階で既に環境基準を上回った地点がありましたけれども、この地点は本年度の輸送車両の通過はありませんでしたといったようなこと。3番目の丸の二酸化窒素・浮遊粒子状物質等につきましても、特段大きな差はないということで、引き続き、輸送車両はこれからもふえていきますので、影響の確認ということはやっていきたいということで考えております。

資料の1は以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

前回のいろいろな宿題も含めて、いろいろ環境省のほうから説明をいただきましたけれども、資料が随分長いので、少し分けたほうがいいかなと思ひまして、24ページまでの間といひますか、貯蔵施設の関連でちよつと区切っていきたいと思ひます。24ページまでと25ページ以

降の輸送について、それからさらに37ページからのモニタリングというような、簡単に大体この程度に分けながらちょっと議論していただければと思います。

それでは24ページまでにいろいろご質問箇所がございましたら。

石田委員、お願いします。

○石田（順）委員 ご説明ありがとうございます。

何点か放射線防護的な観点から質問させていただきたいと思いますが、まず1つは12ページなんですけれども、12ページに放射線影響の予測云々ということで、表の下にアスタリスクの1のところの2行目ですけれども、「防じんマスク使用等により防止するため外部被曝のみを対象とした」という断り書きがあるんですけれども、基本的に同じ人が長年にわたってこういった同じ業務に従事していくということであれば、こういった言い方はできるかと思うんですが、実際作業の方の方は新しい方がどんどん入ってきて、一定の人数で作業しているというようなことから考えますと、やはりマスクの装着の仕方によって内部被曝の危険性が人によって大分違うんじゃないかというふうに思います。そういった意味で、教育訓練というのが非常に大事なんですけれども、やっぱり外部被曝だけ見ていれば大丈夫なんだということではなくて、新たに加わった作業員も含めて、内部被曝関係、マスクのつけ方、そういったものを適宜注意するようなことをしていただきたいなというふうに思います。これが一つですね。

それからもう一つは、2ページ、それから3ページのほうなんですけれども、29年度の輸送量に対応して舗装厚の改良など云々ということで、2ページの下の方に書いてあるんですけれども、これについて工事用道路の整備も含め云々とありますけれども、これはどの程度の距離をどのような改良をしたのか、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

それから3ページのところに減容化設備云々ということがありますが、29年に大熊町、それから31年度に双葉町の減容化施設を着工とあるんですが、ここで2年の開きがある理由がちょっとよくわからないんですけれども、その辺についてもご紹介いただければと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○河津委員長 それでは、環境省から説明をお願いいたします。

○亀井補佐 ご質問ありがとうございます。まず1点目についてお答えします。

ご指摘のとおり、作業員、新しい方が入ってくると、そこの教育が非常に大事だと思っております。ですので、内部被曝をしないようにマスクの装着の仕方等も教育で徹底をしていきたいと思っております。

また、万一そういった装着がうまくできていなかった場合に、どれくらい被曝するのかということは、恐らく外部被曝の影響が大きいですので、そんなに大きな影響はないかと思えますけれども、念のため確認を、予測をしておきたいと思っております。

○河津委員長 次、2番目の質問。

○松浦次長 2点目の道路交通対策、2ページのところでございますが、資料といたしましては先ほど説明した31ページ、32ページ、33ページ、34ページのほうで、あと35ページですね、具体的に示させていただいているところでございます。

31ページの最初のところでちょっと代表的なところをご説明させていただきますと、まず舗装厚改良という文言が2ページのほうでございますが、②という形で舗装厚改良ということで、これは大型車の輸送の車両がピーク時に向けて一定程度の大型車交通量を超してくると、既存の舗装の規格ではその大型車に対応していないというような箇所につきましては、舗装の基準をグレードの高いものに変えていくという作業をさせていただいているところでございます。

あと、そのほかの工事用道路につきましては、31ページの例で申し上げれば、④という形で破線のところでつけさせていただいておりますが、既存の道路と別線のところで今地元の調整を進めているところというようなことでございます。

○河津委員長 はい、引き続きお願いします。

○松田調整官 3つ目のご指摘で、減容化施設について、大熊町と双葉町の稼働の時期にずれがある理由というところでございますが、大熊町におきましては、昨年度の段階で町有地、大熊東工業団地の南側にある町有地についてご提供していただきまして、大熊町の廃棄物処理業務という部分で先行して焼却炉の発注、また工事の着工を既に行っているというところで、まずこちらが先行して進んできたというところでございます。

今般、用地取得が進みまして、今回の会議資料の23ページにもございますけれども、この建設予定地のところについて用地取得ができましたものですから、今回双葉町においても減容化施設というのを中間貯蔵施設の減容化施設として整備をしようということで、今回事業方針に入れさせていただいたというところでございます。そういう意味で、一部大熊の焼却炉のほうで先行をしているというところの経緯はございます。

○河津委員長 石田委員、よろしいですか。どうぞ。

○石田（順）委員 ありがとうございます。最後の熊と双葉では2年間着工がずれていますが、全体計画としては特に問題はないというお考えでよろしいのでしょうか。

○松田調整官 当初から用地取得が進んでいけばこういったずれがなかったということが思われるんですが、こういう形で工事を進めざるを得ませんので、このような形で、減容化も含めて進めていきたいというふうに考えております。

○河津委員長 よろしいですか。

それでは引き続き、菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 じゃあ、私、一番最初の土居所長の挨拶からちょっと言わせていただきます。

今回のことは氷山の一角だと思っています。あなたたちが進める、土居所長、困ったことや何にしても居留守を使って出ないような所長は私は要らないと思うんですよ。

というのは、逆に言えば、皆さんがやっていることは押し買いです。普通に売る人はいいいんですよ。だけど頭ごなしにやっているのは、押し買いという法律もあるんですよ。押し売りだけじゃなくて押し買いという法律もあるんですよということを私は全協で何回も言っている。だから、この1ページにある丁寧な説明を尽くしながら用地取得に全力を挙げて取り組みますって、今の現時点でパーセントで言って30%になりましたよね。あなたたちのやっていること、30点しかなくていいということなんです。土居さん、所長でいるのであれば、ちゃんとした所長としての責務を果たしてください。環境省としての責務を果たしてください。それが嫌だったら、いなくなってもらうのが当たり前だと思います。

それは県にもはっきり言えます。ここに委員としていられるからはっきり言えますけど、県としての体制をよく考えてください。県民を守るのか、それとも国の言うことを聞くのかということをもうちょっと考え直していただかないと、県は本当においしいところ取りだと思います。その一つに対して、今、委員同士なんで質問できないですけど、中間貯蔵影響緩和交付金、県は150億用意しました。半分払いますよって。あれだけ新聞・ニュースでやったのに、原資は、要はそこだったじゃないですか。県の独自の事業じゃなかったと。こういうような隠蔽工作はやめてください。

あと、じゃあ質問に入らせてもらいます。それに答えてもらいたいのが一つと、あと5年間で、すみません、15ページ。5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルトという項目と放射線管理手帳、ここは管理区域ですよ。管理区域の作業員に対して、管理区域のこれは要項だと思います。であれば、そこは囲まなくちゃならないということが一つと、30ページ、ちょっと入っているのかどうなのかわかりませんが、双葉町、行政が協力したって、今、鈴木課長さんがおっしゃいましたけど、これはあなたたちのやらなかったことを、何回も言っているじゃないですか。ご協力じゃないんですよ。子供たちを一番最初に守るん

だったら、県と国と話し合っ、一番最初に学校施設も入れなかったものに対して、自分たちがやっていたことを私たちの町としてご協力じゃなくて、けつ拭きしたと私は思っています。それを、去年の話をまた今年まで別々にという考え方の自分に甘い体制を何とかこれどういうふうを考えているのか、鈴木課長に直接お伺いします。自分たちでやらなかったことを、いいような拡大解釈はしないでください。これはご協力って、自民党さんまで入ってきてなっている話なんで、大きな話ですよ。そんな簡単にやられたら困ります。

あと、ここからは2つ、いい話をさせてもらいます。つい先日、双葉町に入らせてもらいました。国道288号線を通って入りました。他町村のことは言いません。走りづらかったということは言いません。双葉町に入ってから、本当に危ないなというところをちゃんと木の伐採と、道路が本当に広く見えるように、安全になったことは僕はすばらしいと思います。それは、もともとそういうお約束したので、していたんですけど、この前の委員会以後、スピーディーにやってもらったというのは非常に、双葉町民が帰るときに事故が起きる確率が減ったのかなというのがあります。

あともう一つは、ちゃんと地権者とひざを交えて話してあげてください。皆さん、もう財産問題とかそういうものがいっぱいあるんで、中間貯蔵を本当に反対している人というのはいないんですよ。協力しようと思っているものに対して、環境省さんの回っている人たちが不信感を与えているということは、さっきの押し売りと同じですけど、ちゃんとそこをやって、計画をちゃんと見直してどんどんやっていくのが僕は速やかな中間貯蔵の進め方だと思うんですけど、それに対してちょっとお答えいただきたいです。

あと、もう一つ要望をお願いします。環境省の職員だけじゃなくて、環境省の大臣とか副大臣、政務官等いるのであれば、こういう会議に入れないと、職員だけではちょっと話にならないので、全協に皆さんが来たときに、大臣、副大臣が来たときと話し方が違うというのと、言っていることを伝えていないということが非常に多いので、それも要望します。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省のほうからコメントをお願いします。

○土居所長 今一番最初にご指摘いただきましたが、押し買いという話を事例に挙げてご指摘いただきましたけれども、きちんと真摯に向かい合っ、て対応していないということが感じられるということだというふうに思っておりますので、今回の事件をまずきちんと再発防止をするというのはもちろんのことですけれども、一番最後にご指摘いただきましたように、住民の方々が困っているような事象もあると。それに対して、きちんと環境省の職員が交渉などの面でお話を伺っ、て、対応できるところは対応していくということが重要だというふう

に、改めまして認識いたしましたので、きちんと所員のほうに伝えて、丁寧な対応をすべく指導していきたいというふうに思っております。

○鈴木課長 学校の輸送のところでご指摘をいただきました。スライドの29、30のところですかね。来年度の事業の方針で、2ページのところで、先ほどご説明申し上げました50万立方メートルのうち、学校等の保管されているものを優先的に輸送ということで方針をお示ししているということもありまして、29、30は学校について特出しをして表にまとめさせていただいたものでございます。これにつきましては、市町村さんのほうでまず学校の校庭等から掘り起こしをしていただかないといけないということがございまして、これの計画をお聞きした上で、大体大熊工区のほうが6万立方メートル、双葉工区のほうが4万立方メートル程度運べるだろうという見通しを立てまして、ここに分けて記載をさせていただいたところでございます。

○河津委員長 菅野委員、よろしいですか。

○亀井補佐 すみません。15ページにご質問をいただきました、5年100ミリシーベルト、1年50ミリシーベルトですとか、放管手帳の確認というのは、電離則上の管理区域を設定していくというエリアにもかかりますし、これまでもやっておりましたそれ以外の保管場への輸送ですとか、保管場の設置工事についても、いずれも同様に5年100ミリシーベルトかつ1年50ミリシーベルトという限度がかかってまいります。

今後、今回ここでご説明差し上げたような受入・分別施設ですとか土壌貯蔵施設には、労働基準監督署とも相談をしながら、管理区域を設定していくということにしております。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ちゃんと答えてほしいんですよ、鈴木課長さん。あなたたちの、僕指摘しているでしょう。これ、合わせればいいんでしょう。実際にやっている学校の部分というのは使わなくても、もともと市町村のせいにして、あなたたちがそこをないんでしょうって。日本の子供たち、県民を守るためと僕たちは呼ばれているんですよ。その中で、拒否できないような状況をやったときに、あなたたちがちゃんと子供を守るような、国の職員として日本の子供たちを守るような体制をとっていないということまで言われて、今の答えは何ですか。もう聞きません。がっかりしました。国の職員として本当がっかりしました。言い訳等、そういうものは要らないんで。

あと、すみません、管理区域設定というのは、根本的にもう手帳とかそういうのを使っているわけじゃないですか。鈴木課長が先ほど説明した中で、いろんなことを言いました

よね。前に原子力発電所で働いていた人なんかということ、もうその適用がなくなってれば管理区域じゃないですか。それが労基とかそういうのじゃなくて、国で法律をつくってやっているんで、管理区域であれば、ちゃんと囲まなくちゃなんないと思うんですよ。だから管理区域ですかと聞いているのに、いや今後労基と相談するじゃなくて、管理区域なんですかと私は聞いているんですよ。余計なことは要らないので、管理区域なんですか。

○亀井補佐 受入・分別施設と土壌貯蔵施設には管理区域を設定していきます。

○河津委員長 それでは、ほかの方で。門馬委員。

○門馬委員 大熊町の門馬と申します。

資料の10ページ、受入・分別施設、それと9ページの受入・分別施設の工事の様子の写真に写っています。この受入・分別施設についてちょっと教えていただきたいと思います。

この施設は、建築基準法の仮設建築物に対する制限の緩和とされている恐らく建物だと思います。応急仮設建築物で、一般の膜構造で建築確認申請の提出することはないと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

それで、建築主事のほうに提出し、そして書類を確認して問題なければ作業に入ると、着工されるという建築物だと思うんですが、その辺ちょっと教えてください。

それからこの受入・分別施設について、密閉された作業スペースでの作業員、最小限というように10ページに記載されていますが、大体おおむねどのぐらいの作業の人数になるんでしょうか。

それで、9ページの受入・分別施設予定地における工事の様子ということで、ちょっと写真が写っています。受入・分別施設の中で重機関係で作業している作業員ですね。ある程度限られたスペースの中で、これだけの大きな重機が入っての作業ということで、かなり安全管理が厳しくなってくるのかなというふうにちょっと思われます。その辺のことについて、ちょっともう少し細かく説明をお願いできればと思っています。

それからこの応急仮設建築物、これは何年くらい使用をされるんでしょうか。それと、この面積、応急仮設建築物の面積はどのぐらいの面積なんんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○河津委員長 それでは環境省、お願いいたします。

○野村所長 建築確認の話ですが、仮設建築物の設置届出を設置後に出しているということでございます。

○門馬委員 ですから、建築物に対する制限の緩和をされている建物でよろしいんですよね。確

認申請書を提出することはないんですよ。ですから、緩和されている建築物として建築主事に出していると、提出しているということでもよろしいんですね。

○野村所長 県の建設事務所のほうに仮設建築物の届出を出すことになっております。

○鈴木課長 作業員の数ですけども、まだ詳細、検討中ではありますが、数十人と聞いています。30人とかそういったレベルだと思います。まだ正確な数字ということではないんですけども、大体どれくらいかと言われるとそれぐらいを想定しているということ聞いています。

○松田調整官 ちょっと補足しますが、受入・分別施設についての受入・分別処理エリアは、ここは基本的には重機の方の運転手だけが作業するというので、例えば4台の重機があれば、その中に4人働く方がいるということでもあります。

あと搬出エリアについては、こちらはまさに数十人ということ、二、三十人ぐらいの方が、破袋をしたフレコンを撤去したりとか、可燃物や不燃物、あとは土の搬出作業を行うということでもあります。これはあくまでも双葉工区ということでもあります。

あとはこのテントの大きさ自体は……。

○鈴木課長 テントは大きいほうの黄色で色をつけたところですが、大体長辺のほうが120メートルぐらいで、縦が大体50メートルぐらいということです。

○門馬委員 はい、ありがとうございました。

作業員が恐らく30人前後だということ、限られたスペースの中での作業となりますので、恐らく安全管理員みたいなのをきちんと置いて作業になるかと思うんですが、その辺の配置についてはどうなんでしょうか。

○鈴木課長 すみません、配置まで今日ちょっと説明できるものがないので、また具体的に操業等の計画が出てきた段階で、配置等についてもご説明をさせていただきたいと思います。

○河津委員長 よろしいですか。

実際に設計と同時に、そういう配置が決まった段階で、ある程度の人数等が出てくると思いますので、そのときにはしっかり出していただけると思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。高萩委員。

○高萩委員 双葉町の高萩です。よろしく申し上げます。

委員長、これ全体の資料でいいですか。ちょっと関連するので、15ページなんですけど、まず1点、5年100ミリシーベルトの1年50ミリシーベルトなんですけど、作業員一人一人について確認しているということ、各JVで法令上の基準値を下回る被曝線量基準値を自主的

に定めていると。自主的な具体的な数字を環境省さんは押さえていらっしゃるという質問と、最後のほうにあるんですが、50ページ、その作業員の被曝線量の数字なんですけど、18ミリシーベルト浴びている方もいらっしゃるし、13ミリシーベルトも、発電所の作業で浴びられたということなんですけど、あと中には1日160マイクロシーベルト浴びている方もいらっしゃるので、そういう意味で、その辺の数字は押さえていらっしゃるかなと思うので、それ1点の質問とさせていただきます。

あと32ページなんですけど、双葉町の輸送の道路の対策なんですけど、いろいろ鋭意対応していただいて本当にこれはありがとうございます。先ほど菅野委員からもありましたけど、本当に私どもの対応をきちんとやっていただけているというのが私の目でも確認しておりますので、これはお礼を言いたいと思います。

さらに富沢橋ルート、②なんですけど、用地取得に今一生懸命やっただけで、ぜひとも早目に対応をお願いしたい。さらには、私の自宅の近くでございますが、①の町道高万迫取付1号線、こちらのほうも平成29年度までやられるということなので、当然安全を最優先にさせていただいて、きちんとした対応をお願いしたいと。この2点、質問させていただきます。どちらかというとならぬと2件目はお礼というか、そういうことでございますので、よろしくをお願いします。

○河津委員長 では、環境省のほうから説明をお願いいたします。

○亀井補佐 ご質問ありがとうございました。

1点目の件ですけれども、自主的に各事業者が定めている自主的な数字については環境省のほうでも把握をしております。具体的には、1年間50ミリシーベルトというのが法令の限度でございますけれども、それを20ミリシーベルトとか16ミリシーベルトとか、事業者さんによってさまざま設定をして、それをベースに管理をされていると承知しています。

それで、50ページにもありますように、18ミリシーベルトとか13ミリシーベルトとかの中間貯蔵ではない被曝履歴を持った方を登録いただいている事業者さんもおられますけれども、こういう方も、例えば今年度でいえば残りの期間、あまり高い線量の場所とか業務に配属をせずに、年間自主基準を上回ることはないように管理をしていくというふうに聞いております。

○高萩委員 環境省さんはそのJVにその数字を任せて管理しているという意味なんですけど、その全部の方、例えば作業員何千人いるか、あれなんですけど、そこを自分たちで把握しておらず、各JVに任せているというふうにちょっと答弁だと聞き取ったんですけど、そこじゃなくて環境省としてちゃんときちんと管理されているという認識でいいんですか。

○亀井補佐 まず一義的には各受注事業者さんが管理をしているわけですが、その情報を環境省としてもしっかり把握をして管理をしているということでございます。

○高萩委員 もう一度、すみません。最後ですけど、であれば、例えば作業員の方、何人いらっしゃるというのは、環境省の中で全て把握していて、その方一人一人の被曝トータル線量は把握されていると。当然、法律で言っている5年100シーベルトは超えてないし、1年50シーベルトも超えていないというのは全て把握しているという認識でいいですか。

○亀井補佐 はい、ご指摘のとおりでございます。

○河津委員長 よそのほうにも入っていらっしゃいますので、続いてその次のところまでのところでご質問等ございましたら。モニタリングの前のところですね。

大分それぞれ関係しているようなので、それでは一括してということで、関係するところ全てにわたってご質問等ございましたら。猪狩委員。

○猪狩委員 先ほどの受入・分別施設の建築物につきまして、応急仮設建築物ということでしたが、その中で、3点お聞きしたいと思ひまして、一つは構造の耐力上の安全の確認というものはどのようにして行われているのかお尋ねしたいと思います。

2つ目といたしまして、先ほど門馬委員もおっしゃいましたが、仮設建築物としての耐用年数は何年になるのか。また、使用する年数は何年になるのか、お聞きしたいと思います。

あと3つ目といたしましては、この内部なんですけど、負圧にするということをお聞きしたことがあるんですけど、その負圧にするということで、気密性、そちらのほうが大丈夫なのかどうか、その辺、この3点お聞きしたいと思います。

○河津委員長 はい、環境省、よろしくお願ひします。

○平塚補佐 全て回答できないんですが、まず構造耐力の確認方法は、詳細を確認させていただきます。

使用年数でございますけれども、仮設ということで、2年3カ月をまずは使用させていただくと。その後、本設にさせていただく場合は、改めて確認申請をするということで考えております。

耐用年数につきましても、構造上も基本的には建築確認申請ができるようなものをつくると。ただし、今現時点では仮設でまずは使わせていただくというふうを考えております。

負圧にすることで気密性が確保できるのかということにつきましては、気密性を確保した上で負圧になっていることをチェックしたいというふうに思っております。

○河津委員長 猪狩委員、よろしいでしょうか。

○猪狩委員 構造上の安全の確認なんです、町といたしましても、その安全を確認したという資料をぜひとも町のほうにもいただきたいと思いますので、ここでご要望をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○河津委員長 よろしいでしょうか。

ぜひ、またそれわかりましたら、次回にでも発表していただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかにかがででしょうか。石田委員。

○石田（仁）委員 大熊の石田です。

これから工事も多くなる、運行車両も増えていく、その時事故が起きた場合、負傷者が汚染された場合、どういうふうな事故の対応をしていくのか。負傷者のほうに対してどういう除染をして、どういうふうな形で病院に搬送して手当をするかというような話はまだ聞いていないと思うんですけども、この辺はどうなっているかお教えいただきたいと思います。

○野村所長 事故時の対応につきましては、まず、当然すぐに警察と消防に連絡を入れまして、輸送統括センターというのが浜通り事務所の隣にございますので、そこで司令塔になって、JVのほうにまず復旧作業を指示するということになります。その中で、現場の片づけをして、空間線量を測って、線量が上がっていないかどうかを確認するというような手順で応急時の対応を考えております。

○石田（仁）委員 事故後の片付けなどの処理じゃなくて、負傷した人がいた場合の除染や、救急の仕方についてお聞きしたいんですけども。

○野村所長 通常の事故と除染土壤の場合の事故との違いというのが、ちょっと今、整理してお答えできないので、また改めてご説明したいと思います。

○石田（仁）委員 汚染された場合、内部被曝とかそういうのがありますので、きちっと除染して、その後搬送とかというふうな段取りを踏むと思うんですけども、その辺がはっきりしていないものですからお聞きしましたので、そのことをきちっと報告いただければと思います。

○野村所長 搬送先も含めての対応になってくるかと思ひますので、その受け入れが可能な場所ですとか、そういうことを確認して、またご説明したいと思います。

○石田（仁）委員 よろしくお願ひします。

○河津委員長 輸送についてはもう既に始まっているわけですので、何かあったときにそういう被曝をどう考えているかというのはあるでしょうけれども、いずれにしても、ここに事故等

への万全の備えと対応ということで、例えば資料の中に入っているということがありますので、ぜひ、当然説明していただければ非常にいいんですけども、ぜひその辺はきちっとした形でお答えしていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。福岡委員、お願いします。

○福岡委員 双葉町の福岡です。

2点ほど、ちょっと確認したい点があります。

ページでいきますと36ページ、高速道路の休憩施設の件ですけども、南ルートについてはここに載っていますけれども、北ルート、要するに浪江から以北について、今のところ設定されていません。設定しようがないというのが本当だと思うんですけども、途中で万が一休憩したいとなったときに、やはり1カ所は最低でも設定しなきゃおかしいと思います。今の高速道路上でできないのであれば、作るという方向で早急に検討するのが本当かなという気がします。

それともう一点、道路のかさ上げ、私郡山地区なんですけれども、郡山地区、確かに運搬車両の通るところは、これはやり過ぎじゃないかと思うぐらいかさ上げされています。大変助かっています。ただし、我々住民が一時帰宅で一番通る道路、具体的に言いますと、郡山入り口から八幡神社の道路、約500メートルあるんですが、ここは全く手つかずの状態ですね。例えば今このかさ上げた下の運搬道路、ここで万が一通行止め、もし事故なんかがあった場合に、ルートとしてはこの上の道路を必ず通るはずなんですよ。であれば、この私が今言った郡山入り口から八幡神社のルート、約500メートルぐらいありますけれども、ここもせめてかさ上げ、あれほどやれとは言いませんけれども、今の半分ぐらいのかさ上げは私は必要だと思います。よりも、これは環境省として、このぐらいのことは面倒を見るべきだというふうに思っていますので、回答よろしくお願いします。

○河津委員長 環境省、何かコメントあればお願いします。

○松浦次長 36ページの北側のルートが記載されていないということでございますが、今現在高速道路を使っているのは、南側ルートというか、磐越道を使うルートをメインにして使わせていただいているところでございます。ただ一方で、輸送量がふえていく年度の段階によっては、北のほうで相馬福島道路といいます、福島の方から相馬に出ている自動車専用道路、こういったものも整備が進んできているというふうに聞いておりますので、そのネットワークのできた状況によっては、北側のルートもしっかり活用していくような形になるのではないかなと、思っているところでございます。

あと、2つ目の舗装厚改良の件でございますが、我々として舗装厚改良の実施しているところの目標と言ったらいいですかね、元々の道路整備するとき、大型車が例えば100台以上のときはこういう舗装厚の構成にしましょうとか、250台以上だとこういう構成にしましょうということで、一定の舗装の技術基準に基づきながらやっているところでございます。今回、我々が大型車としてかなりのダンプが入っていくと。当初予定していたよりも通過台数が相当程度増える、要するにその基準で適用するとちょっと舗装厚として薄いというところについて、こういう対応をさせていただいているという実情がございますので、そういった中でこの箇所を選定させていただいております。そのところをご理解いただければなと思います。

○福岡委員 いやいや、そうじゃなくて2番目の……。

○松浦次長 ですから、その交通量の恐らく、すみません、ちょっと詳細な箇所はあれなんですけれども、一定の何台以上の大型車が入ったところについては、舗装厚を厚くするというような対応にしておりますので、そのところに入ってこないところについてはちょっと対応は難しいのではないかと考えております。

○松田調整官 当面、土壌貯蔵施設は郡山地区で整備させていただくという部分の中で、今こちらの道路を舗装厚改良工事、敷地内を進めてきたところですけども、今後さらに郡山地区で土壌貯蔵施設を拡張していくとか、あとまたさらに別のエリアでも拡張していくということになっていけば、この今のまだ舗装厚改良工事をやっていない道路を使うということもあり得るんだと思いますので、ちょっと我々のほうでも、今後の施設の配置等も併せてちょっと考えていきたいなと思います。

○福岡委員 誰が見てもあの道路は最終的には使いますので、早目に舗装をよろしく願います。

○河津委員長 それでは、時間もちょっと押していますので、続いて資料2のほうの説明を受けまして、また併せてその中で関連する事項がありましたら、その場でまた質問していただきたいと思いますので、よろしく願います。

資料2のほうについて、説明をお願いいたします。

○鈴木課長 資料2をご覧ください。

前回の委員会以降に発生した事例と対応についてということでまとめております。

まずおめぐりいただきまして、1月21日でありました。雪がこの日は降っていきまして、広野町の仮置場に向かっていった輸送車両、その輸送車両は空車というか、作業開始前の輸送車

両なんですけれども、常磐道で事故があったということで、事故があつて事故車両がそこに止まっていたと。これをよけようとして、中央分離帯にポールがあると思うんですが、そこをすり抜けて反対車線に出て通過したと。実はその手前でも同じような事故があつて、そこでも同じように、そこは警察の誘導があつて、警察の誘導で反対車線に出てすり抜けをしていたんですが、ここでも、ここは警察の誘導はまだ始まってなかったんですが、前の車両がそういったことでポールをすり抜けて反対車線に出て事故車両をよけて通過したということで、それについていってしまったということだったんですが、逆から来た車両がその反対車線に出た車両に気づいて、急ブレーキをしてスピンをしてしまって、この輸送車両、空車であったんですけれども、ここに衝突をしたということでございました。

幸いけが等はなかったわけなんですけれども、こういった事象が生じてしまったということで、仮にその前の車両がそういうふうな通行をしていても、それに安易に追従せず、警察等の誘導にきちんと従うということをしていかなければいけないということで考えております。

次のスライド3ページでございますけれども、福島市の仮置場から出るところにこういった反射板があったんですけれども、これに接触をして、一部破損をさせてしまったという事例でございます。通行人がいたということで、そちらに気をとられてしまったということだったんですが、初歩的なミスということでございまして、危険箇所の洗い出し等をしっかりとやっていくということと、誘導員の増員ということで対応をしております。

おめくりいただきまして、2月8日でしたが、磐越道で輸送運転手さんがエンジン不調じゃないかということで停車をしました。そこにディーラーに来ていただいて点検をして、問題がないということで再出発をして保管場まで無事到着をしたということがありましたけれども、関連部品の交換等をしていくということで対応をしております。

それからスライドの5ですけれども、輸送ルートから逸脱をしたという例が8件発生をしております。輸送量が相当増えてきていますので、割合として増えてはいないんですが、ある程度の量で発生してしまっているということでございます。これもなるべく減らしていくということで、受注者によってもいろんな工夫をして減ってきているところもありますので、我々としても、そういったいい取り組みをほかの受注者にもやっていただくとか、さらにルート逸脱が減っていくように指導をしていきたいと考えております。

おめくりいただきまして6ページ、これも雪の日だったわけなんですけれども、予定地内の大熊町の小入野付近で、ちょうど51号線を走行中の2トン車でありましたが、工事車両でございますが、滑ってスリップをして縁石に乗り上げてしまって、一部縁石が若干、2センチ程度

ずれてしまったということで、大変ご迷惑をおかけして申し訳なかったんですけども、降雪の状態について安全な運転ということで徹底をしていくということで考えております。

7ページであります、1月13日、双葉工区内の保管場で重機を旋回させた際に、アームの部分が建屋にぶつかってしまいまして、外壁を損傷させてしまったという事例がございました。この赤い点線で囲ってあるところでございます。これにつきましても、所有者さんへの謝罪といったようなことで対応しておりますけれども、オペレーターの方の周辺周囲の状況確認ということで徹底をしていくということでございます。

それからおめくりいただきまして、12月9日でしたが、川内村の仮置場で搬出作業をしていたところですが、土のうにカッターのようなもので切られた跡があるということが判明をしております。周辺への線量等の異常はなかったわけですけれども、現在、警察等の捜査がされているところということでございます。

9ページ、これは除染の工事のほうですが、富岡町内の仮置場で作業員さんがバックホウで転倒してしまいまして、バックホウと地面の間に挟まれてお亡くなりになったと。これは前回の委員会の前ですけれども、前回の委員会で、除染でもこういう事例があったということで報告をすべきではないかということでご指摘をいただいた案件でございました。環境省における対応ということで、重機の安全確認といったようなこと等をしてしております。発生させてしまった事業者さんについては、2週間の指名停止ということで処分がなされているところです。

おめくりいただきまして、こちらも除染のほうなんです、11月に除染事業者が重機を供給する会社のほうということで、直接の受注者ではないんですけども、重機の点検作業中にダンプの荷台とベルトの間に挟まれてしまってお亡くなりになったということがありました。

11ページ以降は中間貯蔵のほうにまた戻りますけれども、中間貯蔵工事協議会ということで受注者間の協議会を設置しまして、安全等の取り組みをやっているということで、作業状況をご紹介するものでございます。

それからスライドの12でございまして、輸送車両の運転手への研修ということで、警察等のご協力のもと、このような形で研修をして作業に当たっていただいております。

スライドの13であります。これも引き続き運転手への教育ということで実施をしているところでございます。道路交通の事前の確認等を行っております。注意喚起看板の設置等、対策をしているところでございます。

それからスライドの14ですけど、これも前回の委員会で、運転者の方が特に早朝、早い時間

から作業していて大変な状況になっているのではないかとご指摘をいただきました。

実際に、確かに地元の仮置場等、積込場があるところから、例えば朝6時半までにそこに到着をして準備をするようにといったようなことがあります。実際にこういった状況で、早く作業を開始しているということもございます。その後、待機をしているというようなこともございますが、下の四角にあるような対策、なるべく作業現場に近いところに宿舎を設けるですとか、前泊をするですとか、特定の運転手への負担集中を回避するとか、こういう取り組みはしておりますけれども、さらに、こういった取り組みをした上で、どうしても早朝早くから出発しないといけないという方につきましては、早朝勤務ということで早目に当然勤務時間を終わるようにシフトをして、負担の集中を回避するようにしているということもございます。

スライドの15ですが、これも前回の委員会でご指摘がございました。法令で特別教育というのを除染、中間貯蔵工事も含めてですけれども、従業員への特別教育の実施が義務づけられております。そうした中、特別教育を実施せずに従業員に従事させた、これは福島市が発注した事例だったんですけれども、書類送検されたというのがございました。これを踏まえて、環境省においても、工事の仕様書には明記してはいますけれども、改めて各受注者に対する注意喚起ということを実施しております。

最後のページは、広報・普及活動ということで、高速道路のサービスエリア等にこういった資料を掲載して周知に努めているところでございます。

資料の説明は以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは資料2についてご質問等ございましたら。土屋委員、お願いします。

○土屋委員 大熊の土屋です。

資料2の輸送に関して、全体的なことでお伺いしたいと思いますが、先ほど説明で輸送ルートの逸脱8件ありますということで、今までも1件か2件あったと思うんですが、これはパーセントでは増えてないということをおっしゃっていましたが、前から危惧していたんですが、ヒヤリハットの事例ということで、ご存じだと思うんですが、小さなことが積み重なっていくと、必ず大きなことが起きるということがあると思います。

そういうことで、中にもけがの事故とか交通事故とかありますけれども、現在、かなり輸送車両がふえてきていると思うんですね。過日、大熊町に入ったときにも、かなり工事用車両と輸送車両と輻湊して、検問所というか、かなり混んでいる状況なんです。その中での事故

が起きた場合、大変なことになると思いますので、安全対策をされているということでございますけど、これをかなり推進してもらって、さらに安全対策をとっていただきたいと思えます。

そこでちょっと1つ質問なんですけれども、輸送車両に関して、県内の事業者以外にも入っていると思うんですが、その辺のところはどのくらいの数になっているかご存じでしたらお教えいただきたいんですよ。やはり県外から来られると、輸送道路、県内の道路事情がまたわからないかもしれないですね。そういうときにこういう逸脱とか、事故とか起きる可能性がありますので、その辺も危惧しておりますので、もし他県からかなり工事用車両が来ていると思えますね、ナンバーを見ていると。輸送車両においてはちょっと私もわかりません。その辺のところ、どのようなのか、ちょっと教えていただいて、お願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○野村所長 輸送車両につきましては、業者は地元であったり、県内の下請業者が入っております。ただ、運転手さんについては、やはりどうしても県外出身の方もおられるようなことは聞いております。ですので、全ての業者のドライバーの方が福島県の地理に詳しいかと言われると、ちょっとそうではない方も中にはおりますので、しっかり研修してまいりたいと思えます。

○河津委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。門馬委員。

○門馬委員 今回の資料の一番最後の資料なんですけど、地権者の状況についてということなんです。平成29年の2月28日時点、契約件数が719件、契約面積が336ヘクタールということなんです。この土地売買については674件、地上権設定が45件ということで書いてありますが、この地上権設定の45件の面積、それから土地売買の674件の面積と地上権設定45件の面積、これ、トータルが336ヘクタールだと思うんですが、この内訳を教えてください。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○鈴木課長 申し訳ございません。地上権と売買の面積別のデータが今ちょっと手元になくて申し訳ございません。

○門馬委員 これがわからないというのは、どんなことなんですか。事務方としてどんな仕事をやっているんですか。新聞等でも、件数は719件、土地売買674件と確か出ているが、地上権の45件って出ていないんですね。これ意識的に地上権の45件って出さないんですか。どうで

しょう。

○鈴木課長 この資料自体は公表しております。それを記事にどういうふうに乗っているかというの、ちょっと我々ではあれなんですけれども、資料自体はこの資料としてきちっと公表はさせていただきます。

○門馬委員 じゃあ、面積をきちんと把握して報告してください。

○河津委員長 よろしいですか。

じゃあ、次回のほうで出せるものは出していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。高萩委員。

○高萩委員 すみません、今の2ページなんですけど、最近、私も車を運転しますが、かなり先ほどの資料でも1日平均350往復なんです。結構、常磐道は事故が多くて、私も足どめ何回かしているんですね。

ちょっとその道路交通法上、この発生要因の2ページのポールをすり抜けて反対車線に出たというのは、私は免許を持っていますが、そういう行為はしていいんです。ところがまずちょっと法律上の話を一回確認させてください。

私も本当は行けるタイミングで、事故が起きたばかりだったんですが、前の車が止まったので、ちょっと様子を見ていたんですけど、そのまま行く車も何かありました。ですけど、普通は中央分離帯をすり抜けていく行為って、でかい車じゃないですか。私どもの小さい車だった行きやすいのかもしれないんですけど、そもそもそういう運転手さんがいるというのがちょっと私には理解できないので、警察とどういう話をされたかよくわからないんですけど、道路交通法上、中央分離帯をすり抜けて反対、前の車が行ったからといって、まずそういう教育をされているのは非常に、発生要因はそうなんだろうけど、そういう方がいる会社に1日350往復をしていただくようなのは、個人的にはちょっとと思ってちょっと質問をさせていただきましたけど、本当に最近通行量が多くて、しょっちゅう通行止めなんです。皆さん足止めを食らって、本当に大渋滞になってしまっているんですけど、警察の方が誘導するまでは余計なことはしないと、ちょっと厳しく周知徹底していただきたいと思っています。

○河津委員長 環境省、お願いいたします。

○野村所長 法令上の話を申し上げますと、常磐道は中央分離帯というはっきりしたものはなくて、縁石が並べてあるような状態だと思うんですけども、オレンジ線が引いてありますので、もちろんはみ出していけないということでございます。

別にドライバーを擁護するつもりではもちろんございませんけれども、事故地点を通過する前の区間で警察の誘導があって、それで次の区間も反対車線を通過してよかろうと思ってしまった。その点は、まずかったろうと思います。その後、この該当 J V 中での事故事例の周知徹底と、それからほかの J V へも、こういった事例が起きたので、はみ出すことがないようにということで指導しております。

○高萩委員 もともとその道路交通法上、そういう動きしてだめですよ。そこを言っているのだから本当にこんなことを言っちゃ失礼ですが、違反ですよ。違いますか。だから、前の車が行っちゃった、それは人それぞれいろいろいらっしゃると思うんですけど、そういう中間貯蔵にかかわっているドライバーというのをちょっと認識していただきたいんですよ。私どももこの委員会で皆さんで安全をお願いします、安全をお願いしますって何回もそういう話を口酸っぱくさせていただいてはいますが、やっぱりそれが一番ですので、後の滑っちゃったとか、ちょっといろいろありますけど、そもそもそのルールを逸脱しているようなことは二度とないように、ただ待っていればいいんですよ。動かないでそのまま待っていただければよかったですね。そういうふうな、本当に環境省として指導を徹底して、安全最優先でこの中間貯蔵の運行、350往復とおっしゃっているの、1日にね。なので、ぜひともそういう強い態度で業者さんとかにはちょっと周知徹底していただきたいと私は思います。

○野村所長 事故後にもすぐ周知いたしましたけれども、今日のご指摘を踏まえて、再度周知いたしたいと思います。

○河津委員長 菅野委員。

○菅野委員 次回に対してなんですけど、資料を最初にちょっと送っていただきたいというのと、今見て今全部答えろというのは、これは逃げのあれなのかなと思うんですね。

それで、答えられない、答えられないじゃなくて、実際に言うと、次の委員会まで3カ月とか何カ月とかあいて、全然もう役に立たないんですよ。だから、しっかり勉強してもらって、ちゃんと説明する気があるんだったらきちとした体制でやらなくちゃならないと思います。でないと、時間を割いてまで来るようなことじゃないのかなと思うのと、あと事務局に言わせてもらえば、今日3人の方が欠席しています。何のためにこの予定表を書いているのかわかんないというのが一つと、今回、予定のマルバツってありますよね。そういうのが、実際に言ったら3月、皆さんここにいらっしゃる方は、ほとんど忙しい方が多いと思うんですよ。そこをわざわざやるんだったら、4月とか、その前の2月とか、そういうことを事務局は考えなかったら、こんなことを委員に言わせるような事務局ではどうしようもないと思うんで、

そこら辺はちゃんと県が、せつかくやったのにリードするんじゃないんでは足を引っ張っているような県ではどうしようもないんで、そこら辺よろしくお願いします。委員長からも、ぜひともこれを強く要望してください。

○河津委員長 わかりました。事務局とよく相談して、その辺はきちっと皆さんが参加できるような形での委員会を開催したいというふうに思います。

また、事前資料配付につきましても、これもやはりぎりぎりまで資料が揃わないということではともかく、途中経過でも、ある程度わかっているものについてはなるべく配付するという方向で、事務局ともちょっと相談したいと思います。

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 大熊町の千葉です。

1日350往復というのが中間貯蔵施設に搬入する輸送グループの話ですよ。あともう一つは、中間貯蔵施設を、工期でいうと33年までの工期で工事をやろうとしていますよね。そのほかに、大熊の場合でいえば、復興拠点作業で十四、五万立米の土を動かすようになりますし、それから廃炉をするための東京電力の動きも大きくなると思うんで、コーディネートする人は誰だかわかりませんが、大熊・双葉地区に入る大型トラックは、大体誰がどういうふうに総量を監視できるのかということも、ぜひ皆さん東京電力だとか、ほかの地区の開発、大規模開発するグループだとか、そこら辺を全部統括しないと、今高萩委員の言った運転手さんにしたって予定がびっしりですよ。考えようによれば、3分半で車を、10時間で350往復やるというのであれば、3分半とか7分で1台をクリアしていかなきゃいけない、搬入しなくちゃいけない。これが来年度、再来年度にはその倍になりますし、そうすると1分、2分のオーダーで車を移動してオンスケジュールしないと、受け入れ施設で渋滞が起きたら6号線が渋滞するだとか、それに今度中間貯蔵工事グループのトラックの移動があります。それから輸送グループと、あと原発の通勤時間帯とぶつかります。帰る時間帯とぶつかります。みんなそれぞれが気持ちがいって、言ったような守らなきゃいけない基本的な動作も、ついついというようなことも起こるその一つの不安全な要因にもなりますので、ぜひ、私としては、環境省さんが考えている、1日に大熊・双葉地区に入る大型ダンプの総量がどれぐらいになるかというのを常にチェックしていただきたいんですけど、それは可能でしょうか。

○河津委員長 環境省、お願いいたします。

○松浦次長 全ての車両の統括というところはなかなか難しい状況であることをご理解いただきたいんですが、ただ一方で、環境省としても、今道路の交通の状況がどうなっているかとい

うところの現地での調査とかを行っていますし、先ほど来、常磐道とか磐越道の話もありましたけれども、高速道路の時間交通量とか、そういったものもNEXCOさんの協力をいただいたりということで、データを集約には努めているところでございます。ですので、そういった調査とか各機関から提供いただいたデータなどもまとめながら、いろいろな対策とか打っていければと思います。

あと、具体的に申し上げますと、例えば先ほどゲートのところでの渋滞というご指摘もちょっとありましたけれども、どの時間帯でゲートを通している車両が多いのかとか、その中には、我々の輸送の分がどの程度だとか、あと朝の出勤の車がどの程度の交通量でどの時間帯に入ってきているのか、こういったものも見ながら、極力それと輸送のピークが重ならないようにとか、そういう調整はしているところでございますので、引き続きフォローをしっかりしながら対応していきたいと思っております。

○河津委員長 よろしいですか。

あとほかによろしいでしょうか。時間が大分、予定より若干過ぎていますがけれども、よろしいですか。

それでは、これをもちまして第7回の環境安全委員会のほうを終わりたいと思います。いずれにしても、環境省におかれましては、今日のいろいろ出てきた意見、それから要望等を含めまして、やはり一番は交通対策かなという感じもしております。特にこれから来年度に向けて、今年の3倍以上の輸送量であるとか、さらにその翌年にはまたさらに増えるというようなこともあります。今、いろいろな委員のご意見を聞いても、やはり交通事故対策であるとか、それからいわゆる渋滞に伴う、いろいろな支障あることだとか、いずれにしてもその辺についてはきちっとやっていく必要があると思っておりますので、ぜひその辺についてはしっかりと計画を立てて、またそこで問題点を抽出しながら、またこの場で議論していただければなというふうに思っています。

それでは、これをもちまして第7回の環境安全委員会を終了といたします。どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお渡しします。

○事務局 特に事務局から報告とかお伝えする事項はございませんので、これで委員会のほうを閉じさせていただきたいと思っております。どうも皆さんありがとうございました。

以上